

ハラスメントによる男子間の支配－従属とホモソーシャルティ －「いじめ問題」へのジェンダー論的アプローチ－

山口 季音（関西大学大学院）

1. はじめに

本発表の目的は、学校の友人仲間関係で生じたハラスメントにおける「被害者」のハラスメントへの主観的な意味づけの仕方を明らかにし、「被害者」のハラスメントへの能動的関与について考察することである。ここでいうハラスメントとは、「いじめ」などに代表されるような一方の側が継続的に被害を感じている関係を指す。

学校でのハラスメントは、その「見えにくさ」がよく指摘される。特に友人仲間関係で生じた場合、第三者には問題が起きているかどうかの判断が難しいうえに、「被害者」が「加害者」との関係を保つため、被害を訴えず、あたかも能動的にハラスメントに参加する場合もみられる（森田・清永 1994）。こうした「被害者」の能動的関与がみられるからこそ、ハラスメントの把握や解決は難しいと考えられる。

しかし、従来の研究では、「被害者」のハラスメントへの能動的関与はあまり取り上げられていない。というのも、従来の研究では、「被害者」は「加害者」に巻き込まれた受動的存在とみなされがちだからである。

本発表では、学校でのハラスメントの問題をより理解するためには、その具体的な文脈を考慮に入れ、「被害者」が被害を受けながらも能動的にハラスメントを維持する側面に焦点を当て、考察する必要があると考えた。

そこで本発表では、第1に、「被害者」のハラスメントへの主観的な意味づけの仕方を調査し、「被害者」のハラスメントへの能動的関与を描くことを通して、「被害者」の抱える問題について考察する。

第2に、本発表では、「被害者」のハラスメントへの能動的関与の背景について考えるため、「男子間」のハラスメントにおける「被害者」に焦点を当て、その主観的な意味づけの仕方をジェンダーの視点を用いて考察する。

これまで、男子間のハラスメントをジェンダーの視点で考察した研究はあまりない。しかし、「男らしさ」に関する規範が、男子間のハラスメントの発生やその「被害者」のハラスメントへの能動的関与に関わっていると考えられる。

その規範とは、「男性は他人より優位でなければならない」という男性優位規範である。現在の私たちの社会では、他者よりも優位であることがより「男らしい」男性とみなされるため、男性は、女性だけでなく他の男性に対しても優位であるように競争が求められる。こうした規範のもとでは、男子間のハラスメント「加害者」は、相手を支配することで他者への優越を達成し、「男らしさ」の感覚を高められる一方で、「被害者」になることは相手に従属させられ、「男らしさ」の感覚にダメージを受けることになってしまう（多賀 2006）。

こうした文脈では、男子のハラスメント「被害者」は、ハラスメントを問題としにくくなると考えられる。なぜなら、ハラスメントを辛いと認めるということは、自分が「加害者」よりも劣位に位置づけられたことを認めることになり、男性優位規範からの逸脱を意味することになるからである。

児童生徒を対象としたハラスメントに関する質問紙調査の多くでは、男子は女子よりも被害を人に話さないという傾向が示されている（たとえば、森田ほか 1999）。こうした傾向は、男子の「被害者」が男性優位規範の影響を受け、他人に「弱み」を見せまいとし、解決が難しいなかでもハラスメントに留まろうとしていることが示唆されているのではないだろうか。

2. 調査概要

以上の2点を考察するため、本発表では、発表者が2008年～2011年の間に調査した男子間での被ハラスメント経験者15名のうち、学校の友人仲間関係での被ハラスメント経験を有する20代男性2名の事例を用いる。調査方法には半構造化面接を用い、対象者選定には「機縁法」を採用した。なお、本人の了承を得てインタビューの内容をICレコーダーに録音した。

3. 調査結果

(1) Aさん（20代男性、学生）

Aさんの事例は、小学5年から中学1年の間、男子の友人間でのハラスメントの事例である。Aさんは、友人から常に一緒にいることを強制され、ときに性的な被害を受けることもあった。

しかし、当時学級で「いじめられっ子」の立場でもあったAさんだが、その友人間でのハラスメントについては、相手が「友達」という思いから問題として誰かに訴えることはなかった。こうした状況のなか、Aさんは自分よりも弱い相手をいじめようとすることで、学級での自分の立場を変えようとしていた。

(2) Bさん (20代男性、学生)

Bさんの事例は、中学の男子非行集団で、集団の統率のために上級生が行うハラスメントの事例である。Bさんは集団の一員で、1年生のなかで代表的な立場の一人であったが、同級生が集団の規則を守れていない場合、その責任として上級生から殴打され続ける被害を受けていた。集団は男女で分かれていたが、男子集団は女子集団よりも上位に位置しており、Bさんは女子の責任も引き受けなければならなかった。

しかし、Bさんは不条理に思えるハラスメントに苦しみながらも、それを問題として誰かに話すことはなく、むしろ被害を受けることが自身の自尊心を高める側面があったという。なぜなら、上級生に殴られるのは「代表」だからという優越感があり、また、それに耐えることで上級生がBさんのタフさを賞賛したり、同じ境遇の者たちと共感し合ったりすることによって、仲間集団の絆が深まっていたからである。

4. 考察

(1) 多面的な関係

調査対象者は、ハラスメントは苦しいものであったが、「加害者」を非難するような問題にしたいと考えていた。なぜなら、Aさんは従属させられ傷つけられていたが、相手に友情も感じていたからであり、Bさんは周囲が被害に耐えることを評価することで、ハラスメントを肯定的に意味づけられていたからである。

Aさんにとって「加害者」との関係は、ある場面では友人関係であり、ある場面では支配と従属の関係であった。だからこそ、「加害者」への積極的な抵抗は難しかったと考えられる。また、Bさんの事例からは、ハラスメントに苦しんでいるにもかかわらず、ハラスメントの正当性を維持することに、「被害者」自身が荷担してしまう様相が示されている。

従来、ハラスメント当事者の関係は、加害者－被害者という一面的な関係と捉えられがちであった。しかし、「被害者」の能動性に焦点を当てることで、事例の「被害者」らにとってその関係は一面的というより、多面的であったことが見えてくる。彼らにとって、「加害者」との関

係が単純な加害－被害の関係ではなかったために、悩みは複雑ものになっていたと考えられる。

(2) 男子間のハラスメントとジェンダー

また、調査対象者は、ハラスメントの被害を問題として訴えなかった一方で、「加害者」以外の関係で他者よりも優越することで、ハラスメントが解決しなくとも、そのダメージは小さくなると考えていた。そして、Aさんはほかの誰かを「いじめよう」と考え、Bさんは被害を受けることを代表の責任だと肯定的に考えていた。

こうした彼らのハラスメントへの主観的な意味づけの仕方からは、「男性は他人より優位でなければならない」という男性優位規範の影響を読み取ることができる。

このように「男らしさ」に関する規範が、男子間のハラスメント「被害者」が被害を感じていても、ハラスメントに留まり続けることに関係しているとすれば、そうした規範を相対化する視点が、ハラスメントの長期化やそれに伴う深刻化を防ぐことに寄与すると考えられる。

さらに本発表の、男子間のハラスメントをジェンダーの視点から考察した成果は、ハラスメントに関する研究だけではなく、ジェンダー研究にも以下の2点の示唆があると考えられる。

第1に、ハラスメント「被害者」による男性優位規範の再生産である。ハラスメントのダメージを軽減するため、他者に対する優越を獲得しようとする彼らの対処の仕方からは、彼らがそうした対処を通して、男性優位規範を再生産していたことがうかがえる。

第2に、男子集団のハラスメントを通した「ホモソーシャリティ」形成である。ホモソーシャリティとは、女性を媒介とした、男性支配社会を支える男性間の連帯(Sedgwick 訳書 2001)を指す。Bさんの事例における男子集団では、男子間のハラスメントを通して男子集団の連帯が深まるとともに、「女子の責任も男子が負う」というように、男女の上下関係が暗黙のうちに確認されていたことがうかがえる。こうした事例からは、女子をハラスメントという「責任」から遠ざけ、男子がより多くの「責任」を負うことで、女子に対する男子の優位性が維持される様相を読み取ることができるだろう。

〈参考文献〉

- 森田洋司・清永賢二, 1994, 『いじめ』 金子書房
 森田洋司ほか編, 1999, 『日本のいじめ』 金子書房
 Sedgwick, E.K., 2001, 『男同士の絆』 上原早苗・亀澤美由紀訳, 名古屋大学出版会
 多賀太, 2006, 『男らしさの社会学』 世界思想社